

大町市国土強靱化地域計画

～ 安心・安全に暮らせる大町市へ ～

令和4年3月

長野県 大町市

はじめに

本市は、長野県の北西部に位置し、糸魚川ー静岡構造線断層帯（フォッサマグナの西辺）に沿った不安定な地溝帯の中に形成された内陸盆地で、昭和29年7月1日に市政を施行し、平成18年1月1日には大町市、八坂村、美麻村が合併して新大町市となり、四季を通じて観光客の入り込みも多い山岳観光都市です。

市街地の大部分は、西方の北アルプス山地を源流とする高瀬川、箆川、鹿島川、乳川等の河川によって形成された扇状地で、中央部には市街地が密集しています。また、市の東側はぜい弱な地質からなる急しゅんな山地で、地すべり、斜面崩壊、土石流等の広範囲な土砂災害の危険がある中に集落が点在しており、犀川には当地域を含む松本平の河川の水が全て流入しています。

本市は、山岳地に囲まれ急しゅんな河川という地理的特性により、糸魚川ー静岡構造線断層帯を震源とする地震が発生した場合には、大災害となることも想定されます。自然災害をすべて未然に防ぐことは困難な現状ですが、あらゆる災害を想定し備えるとともに、自助、共助、公助について連携して取り組み、災害が起こった場合でも、その被害を最小限に抑え、速やかな復興を図るため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、「大町市国土強靱化地域計画」を策定しました。

この計画は、本市の国土強靱化に関する指針となるべきものとして、災害の種類ごとに定めた大町市地域防災計画に加え、災害の発生する平時から想定される自然災害全般に対する国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、災害に強い地域づくりに取り組んでまいります。

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の目的	4
4 計画期間	5
5 現状確認・問題点の整理(脆弱性評価)	6
6 施策の重点化	6
7 各種施策の推進と進捗管理	7
第2章 基本的な考え方	8
1 想定するリスク	8
(1)地震災害	8
(2)土砂災害・水害	9
(3)大雪・雪崩災害	9
(4)複合災害	10
(参考)長野県第3次地震被害想定	11
2 総合目標、基本目標	13
3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	13
第3章 脆弱性評価(現状認識・問題点の整理)	15
1 脆弱性評価(現状認識・問題点の整理)の考え方	15
2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	15
第4章 推進方針(取り組むべき事項)	17
1 人命の保護が最大限図られる	17
1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者等の発生	17
1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者等の発生	18
1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	19
1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者等の発生	20
1-5 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う 避難の遅れによる死傷者等の発生	21
1-6 火山噴火による市民や観光客の死傷者等の発生	22
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	22
2-1 長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での 食料、飲料水等の長期にわたる不足	22

2-2	長期にわたる多数の孤立集落等の発生.....	24
2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺.....	24
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生.....	25
2-5	警察、消防、自衛隊による救助、救急活動の不足.....	25
3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること.....	26
3-1	市役所をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下.....	26
3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止.....	27
3-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態.....	27
4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること.....	28
4-1	上水道等の長期間にわたる供給停止.....	28
4-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止.....	29
4-3	地域交通ネットワークが分断する事態.....	30
4-4	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガス サプライチェーンの機能の停止.....	31
4-5	食料・飲料水等の安定供給の停滞.....	31
4-6	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺.....	32
5	二次的な被害を発生させないこと.....	33
5-1	市街地での大規模な火災の発生.....	33
5-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生.....	33
5-3	有害物質の大規模 拡散・流出.....	34
5-4	農地・森林等の荒廃.....	35
5-5	避難所における環境の悪化.....	36
6	日常の生活が迅速に戻ることに.....	37
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が 大幅に遅れる事態.....	37
6-2	地域コミュニティの崩壊や住宅の再建が大幅に遅れる事態.....	37
	公共事業.....	38

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生し、甚大な被害を被ってきました。近年では平成23年3月の長野県北部地震や、平成26年2月の大雪災害、7月の土石流災害、9月の御嶽山噴火災害、11月の長野県神城断層地震、令和元年東日本台風など、多くの災害に見舞われ、県民の尊い命と貴重な財産が失われるとともに、被災地域の観光業をはじめとする産業は大きな打撃を受けました。それらの大規模自然災害に対して、「命を守る」ための備えとして、迎え撃つ社会の在り方が問われています。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。

その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。その後、平成30年12月に、基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行いました。

長野県においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や長野県に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成28年3月に長野県強靱化計画を策定しました。また、長野県強靱化計画の策定後も、日本国内では熊本地震を始め多くの災害が発生するなか、災害対応などを通じて新しい知見や教訓が得られており、長野県においてもこれらの知見や教訓を活用していく必要があるため、平成30年3月に、「第2期長野県強靱化計画」（以下「長野県強靱化計画」という。）として改定を行いました。

長野県強靱化計画によると、長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

大町市では、これまで大町市地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、ハザードマップの作成などを行い、災害に強いまちづくりを推進してきました。

こうした動向を踏まえ、大町市においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、大町市の強靱化に関する指針となる「大町市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進します。

国土強靱化基本法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、**国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。**

（基本理念）

第2条 （略）明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

第2期長野県強靱化計画の概要

【策定趣旨】

強靱化とは、災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること過去の災害からの教訓を踏まえ、最悪の事態を想定する視点から強靱化に向けた施策を効果的に推進するため、長野県強靱化計画を策定

【計画の性格】

大規模自然災害に対する県土の脆弱性を認識し、その克服のため事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画

【計画の目的】

行政のみならず、企業、個人も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備え」、すなわち強靱化への意識が必要。本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、県民が一体となって「オール信州」で強靱化に取り組み、県民の生命・財産・暮らしを守ることを目的

2 計画の性格

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づくものであり、大規模自然災害に対する大町市の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、「大町市総合計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から大町市における様々な分野の指針となる計画です。

国土強靱化基本法（抜粋）

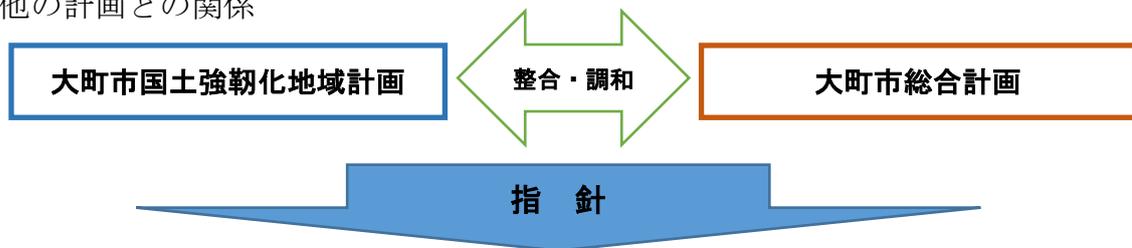
（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

他の計画との関係

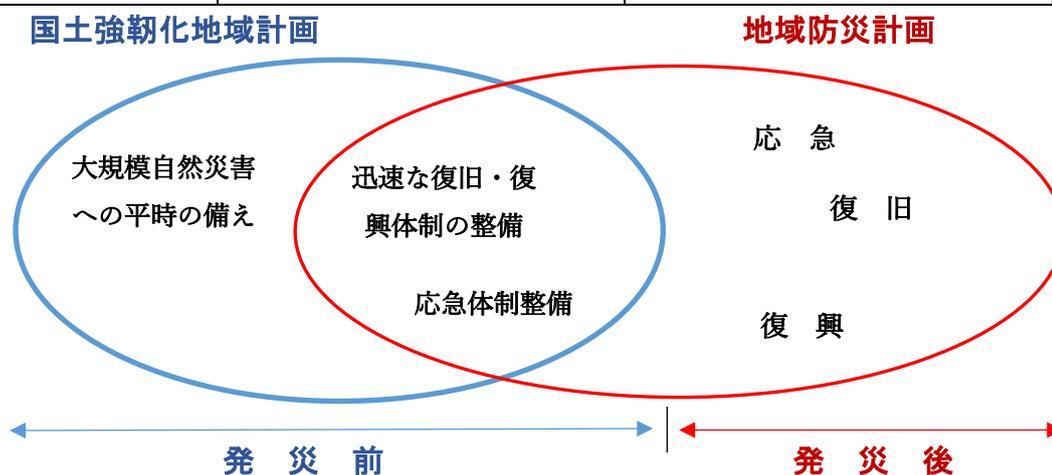


分 野 別 計 画	
大町市第5次総合計画	大町市地域防災計画
大町市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略	第3次大町市国土利用計画
大町市新市まちづくり計画(新市建設計画)	大町市都市計画マスタープラン
大町市 SDGs未来都市計画	大町市立地適正化計画
市民参加と協働のまちづくり推進基本指針	緑の基本計画
大町市過疎地域持続的発展促進計画	大町市水道ビジョン

大町市地域公共交通総合連携計画	大町市大町浄水センター他再構築ストックマネジメント全体計画
第2期定住促進ビジョン	大町市農業集落排水事業最適整備構想
第2次大町市健康増進計画	第4次大町市中心市街地活性化基本計画
第2次大町市食育計画	大町市企業誘致戦略
第3次大町市地域福祉計画	信濃大町ブランド戦略
第6期大町市老人福祉計画	大町市観光振興計画
大町市障害者計画	大町市農業振興地域整備計画
大町市こども・子育て支援事業計画	大町市森林整備計画
第4次大町市生涯学習推進プラン	大町市文化資源活用ビジョン
大町市スポーツ推進計画	

地域防災計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
目的	想定される自然災全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
根拠法令	国土強靱化基本法	災害対策基本法



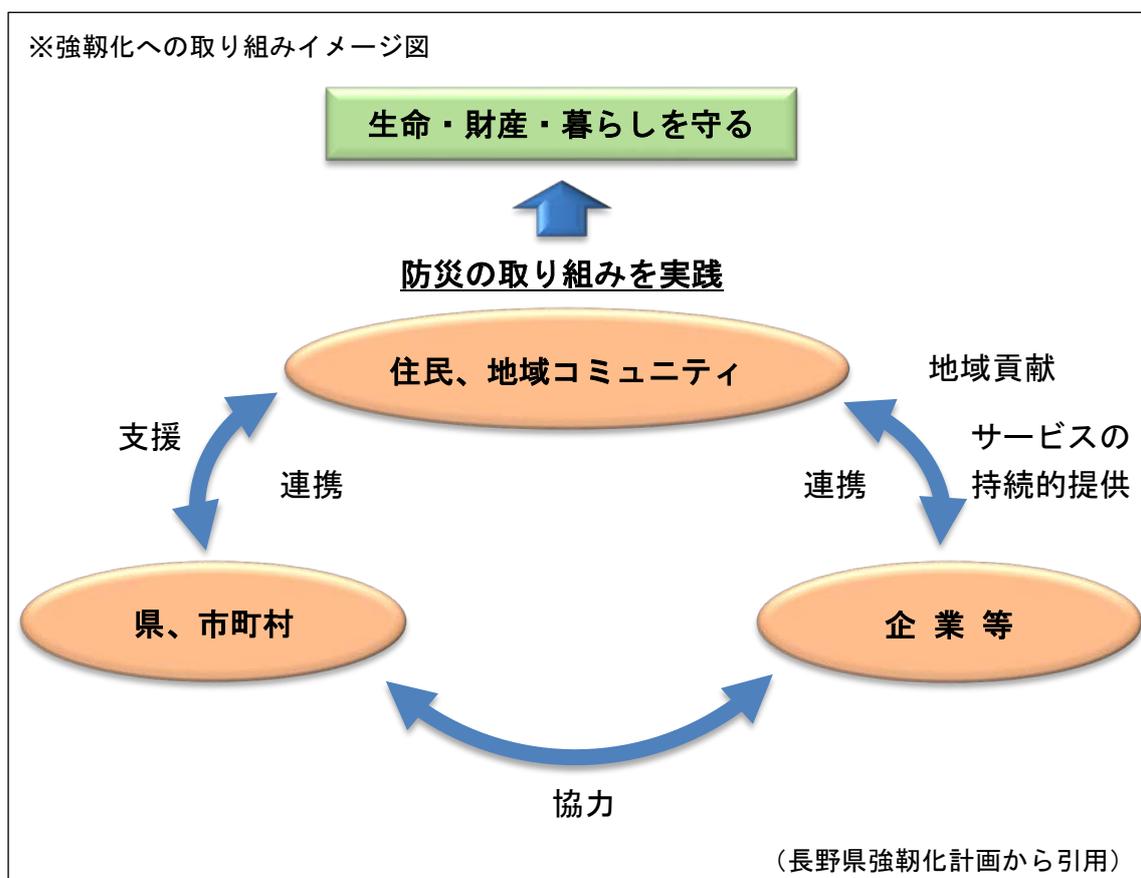
3 計画の目的

市民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにあります。また、

長野県が実施した県政モニター調査結果によると、災害時において最も心配することは、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることが課題として挙げられています。

行政のみならず、企業、市民も生命・財産を守り、迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、住民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。



4 計画期間

令和4年度を始期とし、令和8年度までの5年間とします。

なお、国の基本計画や長野県強靱化計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

5 現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)

国は、国土強靱化基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。また、長野県強靱化計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施しています。

大町市は、国及び県の脆弱性評価を参考に、以下の手順で27項目について評価を実施しました。

① 大町市における「起きてはならない最悪の事態」を設定



② ①に対する大町市の施策、指標の洗い出し



③ ②について現状、問題点を整理



④ ③に対する施策を検討

6 施策の重点化

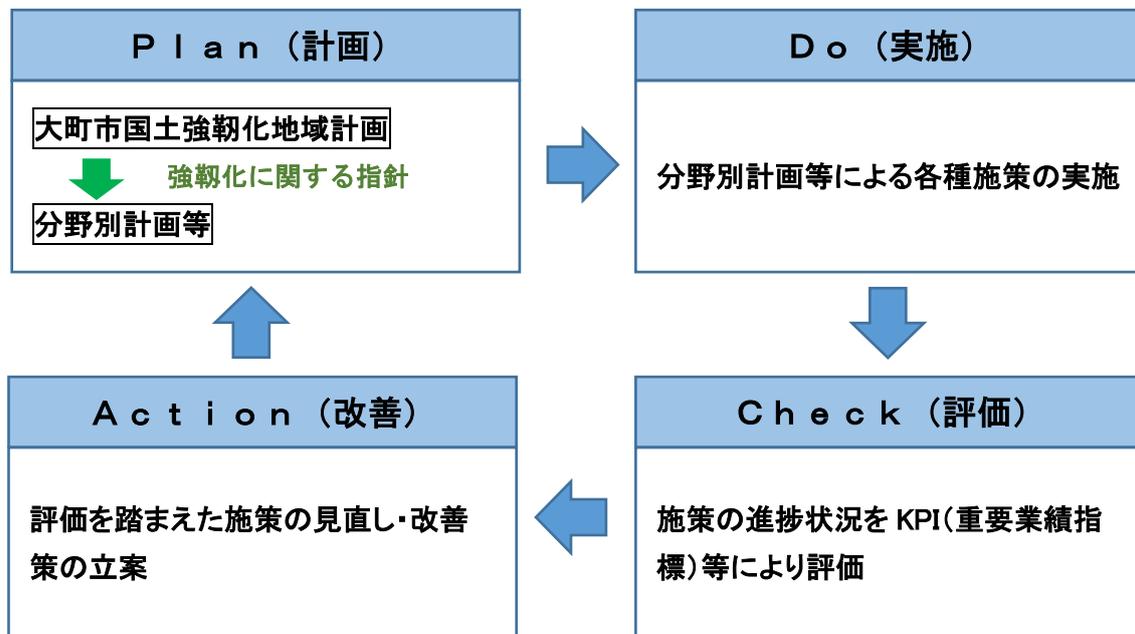
財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要があります。本計画では、市民に対する影響の大きさや市の役割の大きさの観点から、総合目標と6項目の基本目標を定めることとしました。

7 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「大町市総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「大町市地域防災計画」その他分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。



第2章 基本的な考え方

1 想定するリスク

大町市で想定すべき自然災害には、地震災害、土砂災害、水害、火山噴火災害、大雪・雪崩災害等があります。

なお、特に大町市に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりです。

(1) 地震災害

国の地震調査推進本部では、全国の主要活断層に関して長期評価を行っており、長野県内の6つの主要活断層のうち、当市に影響が大きいと想定される糸魚川―静岡構造線断層帯（牛伏寺断層を含む区間）は、Mj（気象庁マグニチュード）8程度の地震が今後30年間で発生する可能性は14%（算定基準日：平成27年（2015年）1月1日）となっています。

【本市における主な災害】

発生日月	被災地域	被害概要	備考
大正7年11月11日	長野県大町付近	2回の地震、高瀬川沿い地域で居宅全潰6、半潰305、破損2,547件、土蔵等全潰16、半潰2,273件、建物破損290、石垣破損334箇所等	大町地震
平成10年7月2日	美麻村	八坂・美麻村の一部で、住家破損38、道路亀裂10箇所、その他12箇所	
平成26年11月22日	長野県北部	美麻地区を中心に住家の半壊6棟、市道14路線50箇所の被害	長野県神城断層地震



長野県神城断層地震被害
(大町市美麻地区)

(2) 土砂災害・水害

長野県の河川の特長である急峻な地形や脆弱な地質などの自然条件に加え、都市化の進展といった土地利用の変化により流域保水力が低下したこともあり、近年は毎年のように発生する集中豪雨などに伴う水害が発生しております。

当市では、市街地の大部分が西方の北アルプス山地を源流とし、そこを侵食・流下する高瀬川、籠川、鹿島川、乳川等の河川によって形成された扇状地であり、八坂地区では、松本平の水のほとんどが流れ込む犀川が流れています。

加えて、急しゅんな地形と脆弱な地質のため地すべり現象が数多く発生することから、土砂災害危険箇所数（土石流危険渓流・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険箇所の合計）も多く、土砂災害が数多く発生する恐れがあります。

【本市における主な災害】

発生年月日	被災地域	被害概要	備考
平成7年7月11日	大町市全域	床上・床下浸水19件、水田・畑冠水等5ha、その他道路、橋、鉄道被害	7.11集中豪雨
平成16年10月20日	大町市全域	鹿島川右岸一部崩落 床上・床下浸水45件、水田・畑冠水等	台風23号
平成18年7月18日	八坂・美麻地区	土石流、地すべり、土砂崩落等多数、犀川6世帯に避難勧告、住家等への被害なし	7.17集中豪雨



平成28年8月豪雨被害
(県道31号 長野大町線)

(3) 大雪・雪崩災害

当市は、八坂地区を除いた全域で、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されており、大雪による影響から長期間自動車交通が途絶するなどの住民の生活に著しい支障が生じる可能性があるため、長期的な視野に基づく総合

的な雪対策を、住民、企業、行政など様々な社会構成員と役割を分担しながら、今後も推進していく必要があります。

【 本市における主な災害 】

発生年月日	被災地域	被害概要	備考
昭和55年12月15日	大町市全域	累積積雪量 268 cm 国道148号、県道長野大町線通行止 国鉄（現JR）大糸線大町以北運休	56 豪雪
昭和59年2月	大町市全域	最大降雪量 2月14日 41 cm 最大積雪量 2月28日 115 cm	59 豪雪



56 豪雪
(大町市大黒町)

(4) 複合災害

複合災害とは、複数の災害現象が同時または時間を置いて発生することによって起こる災害です。大町市地域防災計画における地震災害と風水害が連続的に生起する複合災害に加え、社会的影響が大きい新型感染症も連続的に生起することについても想定しています。

参考 長野県第3次地震被害想定

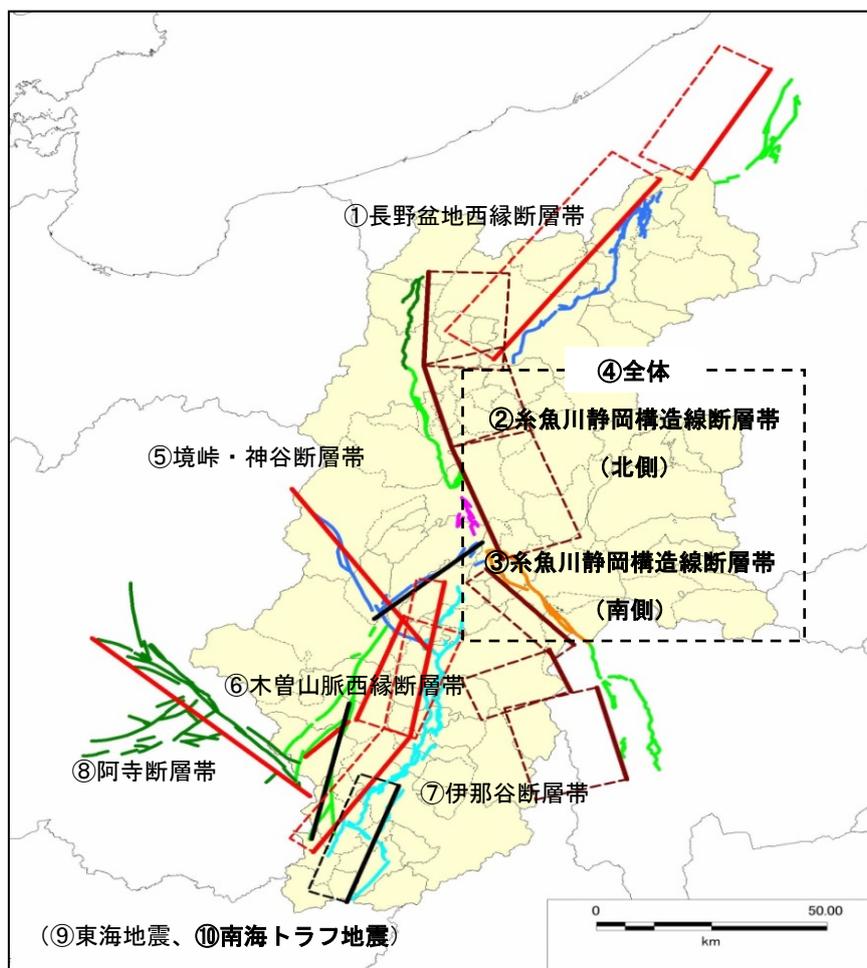
長野県は、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうると言われている南海トラフの巨大地震に備えるため、県、市町村、地域の防災対策の基礎資料となる実践的で新たな被害想定を平成27年3月に策定した。

想定地震は、複数の活断層から各地域の地震被害の規模や重なりを考慮して選定した。想定項目及び想定手法は、最新の科学的知見を踏まえて地震防災対策において必要な項目を選定した。

(1) 地震動の予測結果

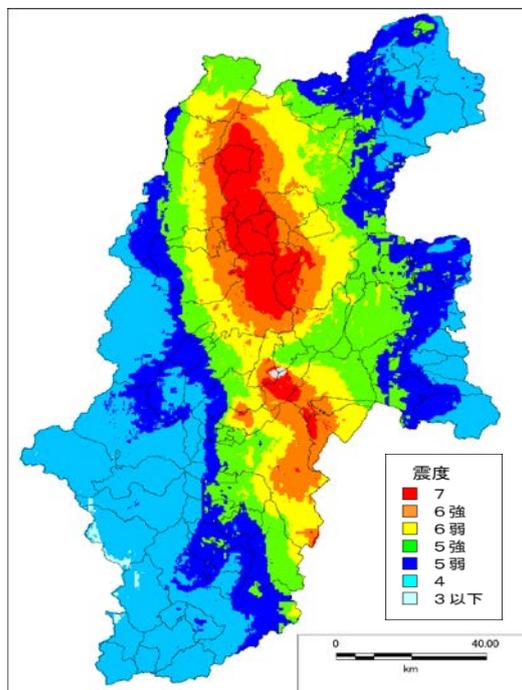
地盤モデルに基づき図1の①～⑩の地震について市町村別の震度予測を行った。

図1 【地盤モデル】(長野県危機管理防災課)

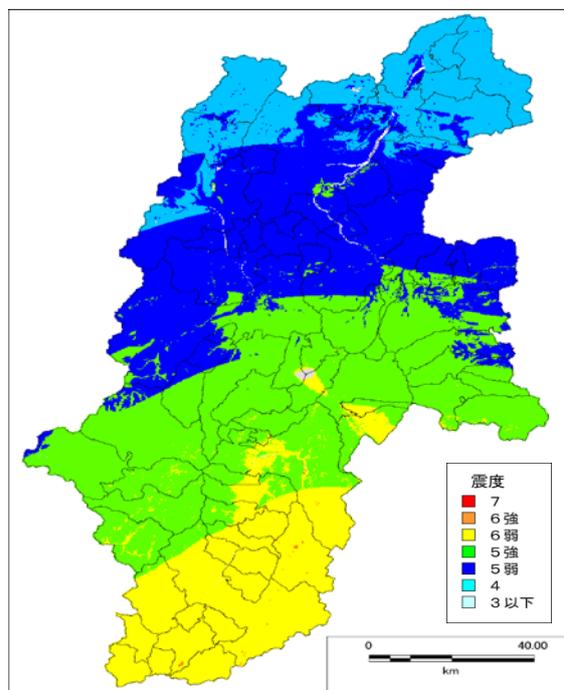


④の地震では、県の北部から中部の広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが予測されている。(県内市町村で震度4～7)

⑩の地震では、県の南部から中部の広い範囲にわたり震度6弱、5強の強い揺れが予測されている。



④糸魚川静岡構造線断層帯（全体）の地震



⑩南海トラフの地震（陸側ケース）

(2) 建物、人的被害などの主な予測結果

			④糸魚川静岡構造線断層帯(全体)地震	⑩南海トラフの地震(陸側ケース)	備考
建物被害	全壊・焼失	(棟)	82,750 ~ 97,940	2,230 ~ 2,260	予測結果の幅は、季節、時間帯、風速のケース分けによる
	半壊	(棟)	103,450 ~ 109,620	20,420 ~ 20,450	
人的被害	死者	(人)	5,570 ~ 7,060	130 ~ 180	
	負傷者	(人)	31,160 ~ 37,760	3,330 ~ 4,440	
生活支障	避難者	(人)	367,540	59,690	被災2日後(最大)
	孤立集落	(箇所)	566	135	
ライフライン	上水道断水	(人)	1,453,310	701,780	被災直後
	停電	(軒)	700,570	333,620	被災直後

2 総合目標、基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の基本計画が掲げる基本目標と調和を図り設定された、長野県強靱化計画の「総合目標」と、「基本目標」は普遍的なものと考えられます。そのため、本計画においても長野県強靱化計画の目標を準用し、以下のとおり本計画の「総合目標」と、「基本目標」を設定します。

総合目標	多くの災害から学び、いのちを守る地域づくり
基本目標	<ol style="list-style-type: none">1 人命の保護が最大限図られる。2 負傷者に対し、迅速に救助、救急、医療活動等が行われる。3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保する。4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る。5 二次的な被害を発生させない。6 日常の生活が迅速に戻ることに。

3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、本市の強靱化を推進する上で配慮すべき事項を取りまとめ、取組を進めていくこととします。

(1) 本市の強靱化を推進する上での取組姿勢

- 本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進します。
- 本市が有する抵抗力、回復力、適応力の強化を図ります。
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取組を推進します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、行政と市民とが連携し、役割分担を行いながら取組を実施します。

(3) 効率的な施策の推進

- 市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効率的な施策を推進します。

(4) 地域特性に応じた施策の推進

- 地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進します。
- 女性、高齢者、子供、障がい者などに配慮した施策を推進します。
- 地域特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方

国は、国土強靱化基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。また、長野県強靱化計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施し、大町市では、国及び県の脆弱性評価を参考に27項目について評価を実施しました。

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標や想定するリスク等を踏まえ、大町市における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者等の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者等の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者等の発生
	1-5	避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者等の発生
	1-6	火山噴火による市民や観光客の死傷者等の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われる	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	長期にわたる多数の孤立集落等の発生
	2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-5	警察、消防、自衛隊による救助、救急活動の不足

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保する	3-1	市役所をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る	4-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	4-4	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-5	食料・飲料水等の安定供給の停滞
	4-6	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
5 二次的な被害を発生させない	5-1	市街地での大規模火災の発生
	5-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	5-3	有害物質の大規模拡散・流出
	5-4	農地・森林等の荒廃
	5-5	避難所における環境の悪化
6 日常の生活が迅速に戻ることに	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	地域コミュニティの崩壊や住宅の再建が大幅に遅れる事態

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理し、施策推進方針を策定しました。

策定に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、目標の数値データを収集し、重点業績指標として設定しました。

（注）重点業績指標については、大町市総合計画等と整合を図るため、数値の記載が無いものもあります。今後、計画策定後に数値を記載予定です。

1 人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者等の発生

1 脆弱性評価

- 過去に発生した巨大地震により、昭和56年以前の旧耐震基準により建築された木造住宅に倒壊などの被害が多く発生していることから、耐震改修等により住宅の耐震化を促進する必要があります。
- 地震等により倒れて幹線道路を遮断することがないように、幹線道路や緊急輸送路での地中化の検討を含め、無電柱化を推進する道路整備を進める必要があります。
- 市街地等の防災機能を高めるため、公園や緑を増やす取組や延焼防止、避難路の確保、緊急車両の通行等の安全な都市環境整備を進める必要があります。
- 消防団員の確保が難しい状況において、新規団員の確保に努め、組織の再編成も検討するとともに、消防団施設及び消防車両等について設備や装備の充実を継続して強化する必要があります。
- 自治会（自主防災会）における災害時の活動ができる組織体制づくりと、自主防災組織の訓練等を通じて市民の防災意識向上に努め、自助・共助・公助による体制を構築していく必要があります。

2 推進方針

- 災害に強いまちづくりに向けて、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、地域住宅政策推進事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用し、住宅施策を推進します。

- 旧耐震基準により建築された住宅等について、耐震性、安全性を確認するための耐震診断を促進します。
- 耐震診断の結果、耐震性が低いと診断されたときは、「住宅・建築物耐震改修促進事業」を活用し、耐震化を促進します。
- 住宅の増改築やキッチンの改修等に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。
- 県や電柱等の管理者、沿線の住民の皆さんと連携し、幹線道路や緊急輸送路について、無電柱化について検討し、災害時における支障とならないよう無電柱化を推進します。
- 市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、都市計画道路等の幹線道路整備や公園等を整備し、安全な都市環境の整備を行います。
- 中心市街地等の住宅密集地については、自主防災会と消防団等と一緒に水利の確認や、使用方法等についての確認を行います。

3 重点業績指標

項目	現状値	目標値
自主防災組織の結成率 (%)	90.8 (R3)	95.3 (R8)
消防団員数 (人) ※	635 (R3)	571 (R8)

※データの出典：大町市第5次総合計画後期基本計画より

1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者等の発生

- ### 1 脆弱性評価
- 公共施設の耐震化を図るとともに、指定避難所となる学校、保育園、公民館等の建築物の耐震改修を一層促進する必要があります。
 - 公共施設では、毎年避難訓練等を実施し、災害発生時に迅速な避難ができるようにする必要があります。
 - 多数の者が利用する大規模な建築物や観光施設、商業施設等については、毎年、避難訓練等を実施し、災害発生時に迅速な避難ができるようにする必要があります。
 - 各地区にある公民館や集会施設について、耐震化を図るとともに、建築物の耐震改修を一層促進する必要があります。
 - 自治会（自主防災会）における災害時の活動ができる組織体制づくりを進める必要があります。

2 推 進 方 針		
○ 市所有の公共施設等については、大町市個別施設計画等に基づき老朽化が進む施設等を優先して計画的な新築、改築、改修等により耐震対策を推進します。		
○ 公共施設や多数の者が利用する大規模な施設については、毎年避難訓練等を実施し、災害発生時に迅速な避難ができるようにします。		
○ 各地区にある公民館や集会施設については、大町市コミュニティ振興対策事業補助金等を活用して耐震化等を推進します。		
○ 自治会（自主防災会）組織強化のため、自主防災会連合会で防災士の育成を図り、大規模災害発生時における初動体制強化等のための訓練を実施します。		
3 重 点 業 績 指 標		
項 目	現 状 値	目 標 値
防災士資格取得者数（人）	14 (R3)	30 (R8)

※データの出典：大町市第5次総合計画後期基本計画より

1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

1 脆 弱 性 評 価		
○ 近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、溢水等が発生していますが、大規模水害を未然に防ぐために流域の関係者全員が協働して、流域全体で対策を推進する必要があります。		
○ 市民に防災マップの確認や災害時の避難方法等について、繰り返し周知を図るなどハード面の整備とともにソフト面の対策についても一層進める必要があります。		
○ 洪水氾濫対策として、田んぼダムについて検討する必要があります。		
2 推 進 方 針		
○ 国や県が管理する河川については、河川改修などの予防対策について着実に促進するよう要望が必要となります。		
○ ため池を活用した雨水貯留の取組みとして、低水位管理を実施し下流河川への流出を抑制します。		
○ 河川等の氾濫時の避難を迅速、的確に行えるよう、浸水想定区域等を記したハザードマップについては最新情報をホームページで公開するとともに、必要に応じて見直し、防災情報の周知についても訓練等を通じて継続して実施します。		

1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者等の発生

1 脆弱性評価		
○ 急峻な地形と周囲を山に囲まれている本市は、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が多くあり、指定されている地域住民等と協働により避難計画等を策定し、防災意識の醸成を図る必要があります。		
○ 避難指示等の発令基準を明確にし、土砂災害警戒区域に速やかに情報を伝達できるよう、情報伝達体制を確立する必要があります。		
○ 地域の実情に詳しい自治会における危険個所の把握と避難経路等の検討や、災害時の活動ができる組織体制づくりを進める必要があります。		
2 推進方針		
○ 県により指定されている土砂災害特別警戒区域について、国や県と調整を行い、土砂災害に対する砂防・急傾斜地崩壊対策事業等の推進を図ります。		
○ 土砂災害の発生が危惧される危険個所の点検を行い、危険個所が把握された箇所について、国や県に対して早期の整備を要望します。		
○ 土砂災害警戒区域内にある公共施設については、施設の移転や急傾斜地崩壊防止対策のハード整備等の検討と、土砂災害に対する避難訓練を実施します。		
○ 土砂災害特別警戒区域内にある住宅については、「大町市災害危険住宅等対策事業」を活用し、移転等を促します。		
○ 土砂災害警戒区域での災害発生時には、速やかに情報を伝達できるよう、情報伝達体制の確立を地区内の住民の皆さんと検討、調整します。		
○ ハザードマップの更新と公表を行い、市民への周知徹底と自主防災会での避難誘導が迅速に行えるよう訓練等を実施します。		
3 重点業績指標		
項目	現状値	目標値
土砂災害警戒区域（箇所）※	325（R3）	325（R8）
土砂災害特別警戒区域（箇所）※	312（R3）	312（R8）

※データの出典：長野県「県内の土砂災害警戒区域等の指定状況」より

1-5 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者等の発生

1 脆弱性評価		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動は市民自らが判断し迅速な行動することが基本ですが、市が避難指示等を発令した場合には、それに従い迅速な避難行動をとる必要があります。 ○ 外国籍市民や土地勘の無い観光客等に対して、迅速に正確な情報伝達を行い、避難行動につなげてもらう支援体制等に対する整備が必要となります。 ○ 災害等の発生に伴い迅速に正確な情報を伝達するため、多様な手段を構築する必要があります。時代に応じたより効果的な方法で運用することが必要です。 ○ 気密性の高い住宅や難聴地域、メールやホームページ閲覧等の利用環境を持たない者への対応が課題となります。 ○ 自治会単位の情報伝達体制を構築し、適切な避難行動がとれるよう、周知を進める必要があります。 ○ 児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、学校等における防災教育の充実を図る必要があります。 		
2 推進方針		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は適切に避難指示等を発令するとともに、市民が災害の発生のおそれがある場合に適切な避難行動が可能となるよう、ハザードマップの周知や避難訓練等を実施します。 ○ 観光地での災害を想定し、外国人を含む観光客等滞在者に対する連絡体制、支援体制、通信設備等の整備について取組を推進します。 ○ 迅速に正確な情報を伝達するため、戸別受信機について自治会役員等へ貸与、個人の購入促進を図るとともに、現在運用している伝達手段のほか、時代に即した情報発信手段について検討します。 ○ 学校における防災教育の指針である「防災教育の手引き」を普及させ、災害時に児童生徒が自ら危険を回避する力の育成を図ります。 		
3 重点業績指標		
項 目	現 状 値	目 標 値
戸別受信機配備基数（台）	555 (R3)	650 (R8)

1-6 火山噴火による市民や観光客の死傷者の発生

1 脆弱性評価
<ul style="list-style-type: none">○ 当市に近い火山による爆発・噴火による降灰等の被害も予想されるため、災害発生時には迅速かつ的確な情報収集と、市民や観光客に対する情報提供と避難誘導等の応急対策をとる必要があります。○ 立山黒部アルペンルートは、外部へ通ずる道路が限られ道路が遮断されると孤立するため、通信・情報提供機能の充実、避難・誘導・救助方法の確立、避難場所や防災拠点整備などの対策を進める必要があります。
2 推進方針
<ul style="list-style-type: none">○ 火山の異常（噴火警報・予報等）を把握した際に市民、登山者等に対し、わかりやすい情報提供及び情報伝達手段の整備を図ります。○ 弥陀ヶ原周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、弥陀ヶ原の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制等の整備について検討を行います。○ 黒部ダム周辺の避難所の収容数には限りがあるため、孤立した場合を想定した宿泊施設との協力体制の構築に努めます。

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

1 脆弱性評価
<ul style="list-style-type: none">○ 自治体間の相互応援協定や、食料や物資等の供給に関する協定等を締結していますが、予想される災害を踏まえ、必要に応じ協定締結先を増やす検討を行う必要があります。○ 災害時に救援物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、大型トラックの出入りや、フォークリフトの使用が可能な物資集積所を設ける必要があります。また、受入れや配送について、民間物流業者と協定等を締結するとともに、対応手順の確認等の訓練を行う必要があります。

- 食料等の備蓄を災害発生時に避難所へ速やかに配送するほか、防災倉庫等について、浸水想定区域に含まれる場合には浸水防止対策等について、また、土砂災害警戒区域に含まれる場合には、土砂災害に対する防災対策等について備蓄倉庫等の移設等について検討する必要があります。
- 市が備蓄できる食料や飲料水等には限界があるため、あらゆる機会を通じて、3日分の食料や水、生活用品等の備蓄を呼びかけ、自治会や家庭での備蓄を進める必要があります。
- 道路交通ネットワークとして主要な市幹線道路網を確保するため、道路の重要構造物である橋梁やトンネルについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に予防補修を行い、災害時においても道路交通の信頼性・安全性を確保する必要があります。
- 災害時には、市外からの物資供給の長期間停止や、孤立する地区が発生する可能性があるため、国・県道の建設及び整備を、国、県と共に促進する必要があります。また、災害時の緊急輸送路としての代替機能が確保できるよう、計画的な市幹線道路網の予防補修推進が必要です。

2 推 進 方 針

- 市は、備蓄計画により必要な飲食料等を常備し、必要に応じて迅速に水や食料等を提供する体制を整えるとともに、アレルギー対応の食料についても順次確保していきます。
- 備蓄飲食料等の保管や応援物資等の一時保管施設として、備蓄倉庫等の移設や増設等について検討します。
- 当市だけでは食料等の供給が困難な場合は、県等と連携しながら食料等を提供します。

3 重 点 業 績 指 標

項 目	現 状 値	目 標 値
浸水想定区域内にある防災倉庫（箇所）	2 (R3)	0 (R8)
土砂災害警戒区域内にある防災倉庫（箇所）	2 (R3)	0 (R8)
災害時応援協定の締結数（協定）	35 (R3)	37 (R8)

2-2 長期にわたる多数の孤立集落等の発生

1 脆弱性評価
<ul style="list-style-type: none">○ 合併により市域が拡大し、災害時に長期にわたり孤立地区が発生する可能性があるため、実情に応じ整備方針を定め、適切な道路の維持・管理とともに、災害に強い施設整備を促進する必要があります。○ 道路の重要構造物である橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に予防補修を行い、災害時においても道路交通の信頼性・安全性を確保する必要があります。
2 推進方針
<ul style="list-style-type: none">○ 市内の幹線道路、生活道路について、狭あい道路整備等促進事業等、計画的な市道の整備を促進します。○ 道路の重要構造物である橋梁やトンネルについては、長寿命化修繕計画に基づき計画的に予防補修を行い、災害時においても道路交通の信頼性・安全性の確保に努めます。

2-3 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

1 脆弱性評価
<ul style="list-style-type: none">○ 災害時に拠点病院等への交通機能の確保が図られるよう、主要幹線道路等の整備を中心とした道路交通ネットワークの整備を進める必要があります。○ 災害時に避難所での生活が困難な者や、医療支援が必要な災害時要援護者を収容できる福祉避難所の増設を図るとともに、福祉避難所への輸送体制を検討する必要があります。
2 推進方針
<ul style="list-style-type: none">○ 国、県と連携し地域高規格道建設等について整備を促進します。○ 地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。○ 大規模災害が発生した際には、災害時医療救護活動マニュアルに基づき、応急処置、傷病者の搬送等の医療救護活動を行うこととしています。災害時に医療救護所を速やかに設置・運営するため、医師会等の関係機関や市民と連携した訓練を継続して行います。

- 災害時に避難所での生活困難者や、医療支援が必要な災害時要援護者を収容できる福祉避難所の増設を図るとともに、福祉避難所への輸送体制等についても検討を進めます。
- 災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への対応については、医療サービスの提供が滞ることのないよう関係機関との連携を図ります。

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

1 脆弱性評価
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害等が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合には、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が大発生する可能性があり、感染症等の大規模発生を防止する体制を整備する必要があります。 ○ 避難所、被災地域における災害時の疫病、感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアル作成等による体制を整備する必要があります。 ○ 多数の死者が生じた場合には、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地からの確な遺体対策の必要があります。
2 推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害等に発生により、地域の衛生状態が悪化し感染症等が大発生した場合における、大規模発生を防止する体制整備について検討を進めます。 ○ 避難所、被災地域における災害時の疫病、感染症等の大規模発生を防止するためのマニュアル作成等について検討します。 ○ 災害において多数の死者が生じた場合には、警察、消防等関係機関と連携を図り、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、埋・火葬等についての的確に行えるようマニュアルの作成等を行い不測の事態に備えます。

2-5 警察、消防、自衛隊による救助、救急活動の不足

1 脆弱性評価
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生直後は、警察、消防等の公的機関の救助が見込めないため、自治会（自主防災会）組織等による活動が重要であることから、自主防災会に必要な支援を行い地域防災力の向上を図る必要があります。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時には、消防団は火災対応や避難誘導、被災者の救助や救護の対応を求められますが、団員数の減少に対応するため、組織の見直し、消防団員の処遇改善等を行い消防団員の確保を図る必要があります。 ○ 災害発生時に、赤十字奉仕団は応急救護や炊き出し等の活動を行なうため、日頃から自主的な救護訓練や炊き出し訓練等を行っていますが、各地域の関係機関等との連携を図る必要があります。 ○ 大規模災害発生には、警察・消防・自衛隊等の関係機関の支援により、人命救助、消火活動、道路啓開、交通規制、防犯対策等あらゆる事態への対応が必要となりますが、その支援対策等について検討する必要があります。
<h2>2 推 進 方 針</h2>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会（自主防災会）組織における災害時における活動ができる組織体制づくりと、訓練や大町市自主防災組織防災資機材購入費補助制度を活用した防災資機材の整備を促進します。 ○ 消防団員の確保に努め、組織の再編成を検討するとともに、消防団施設及び消防車両等について、設備や装備の充実を継続して強化します。 ○ 赤十字奉仕団は、災害発生時には市、自治会（自主防災会）組織、消防団等と連携し積極的に地域支援を行えるよう不測の事態に備えます。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1 市役所をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

<h4>1 脆 弱 性 評 価</h4>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務継続計画に基づき、災害対応業務の実施マニュアルの作成を進め、これに基づく訓練を実施するなど、実施体制を確立するとともに、計画やマニュアル等の必要な見直しを行い、業務継続体制を強化していく必要があります。 ○ 災害対応の拠点となる市役所庁舎は、災害時に電力供給が途絶する可能性があるため、対応策等について検討する必要があります。 ○ 災害時に、安否確認や罹災証明書交付等に必要な住民情報が失われないよう、確実なバックアップを行う必要があります。

2 推 進 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務継続計画に基づき、災害対応業務の実施マニュアルの作成を進め、これに基づく訓練を実施するなど実施体制を確立するとともに、計画やマニュアルの必要な見直しを行い、業務継続体制の強化に努めます。 ○ 市役所庁舎等について、浸水想定区域に含まれる場合には浸水防止対策等について、また、土砂災害警戒区域に含まれる場合には、土砂災害に対する防災対策等について検討を進めます。 ○ 災害時にも行政機能を維持するとともに、安否確認や罹災証明書交付等の行政サービスに必要な住民情報が失われないよう、住民データ等の確実なバックアップを行うとともに、情報通信システム等の復旧体制を構築します。

3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

1 脆 弱 性 評 価
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所庁舎と情報センターには非常用発電機を整備し、非常時の電力を確保するとともに、両施設を結ぶ通信回線の複線化などにより、災害時にも住民情報の検索ができるよう、庁内ネットワークの確実な稼働を確保する必要があります。 ○ 配備されている防災行政無線機により、非常時にも通信が行えるよう、実践的な訓練を継続して行う必要があります。
2 推 進 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用発電機の適正管理や更新等により、非常時の電力を確保するとともに、本庁舎と情報センターを結ぶデータ通信回線の複線化などの通信体制を確保し、災害時に住民情報の検索や庁内ネットワークが確実に稼働できるよう、体制整備に努めます。

3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

1 脆 弱 性 評 価
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線やメール配信、臨時災害FM放送局の開設、Jアラートの自動起動装置の整備及びLアラートの加入等、災害時の情報提供方法を多様化する対策はとられていますが、市民へ情報が確実に伝達できるよう、今後、老朽化した同報系防災行政無線の更新を行う必要があります。

○ 市内全域にケーブルテレビ網が整備されていますが、テレビ放送の難視聴地域である八坂・美麻地域では、伝送路に同軸ケーブルが使用されており、災害発生時にはテレビ放送からの情報収集ができなくなるおそれがあります。		
2 推 進 方 針		
○ 市民へ情報が確実に伝達できるよう、同報系防災行政無線等の更新について検討を進めます。		
○ 外国人観光客や障がい者等へ情報が確実に伝達できるよう、情報伝達方法や手段等について検討を進めます。		
○ 八坂・美麻地域のケーブルテレビ網を光ケーブル網に更新することにより、耐災害性の強化を図ります。		
○ 情報通信施設及びケーブルテレビ放送機器や光ケーブル等の施設の更新等について検討を進めます。		
3 重 点 業 績 指 標		
項 目	現 状 値	目 標 値
大町市CATV加入率 (%)	23.8 (R2)	30.0 (R8)

※データの出典：大町市第5次総合計画後期基本計画より

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1 水道等の長期間にわたる供給停止

1 脆 弱 性 評 価
○ 水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時に同等の代替え機能を有する手段がなく、その機能を維持又は早期回復させることが重要になります。
○ 水源、配水池、水道管路等の水道施設について、地震対策等に対する検討を進める必要があります。
○ 施設の被災や長期停電があった場合に機能が復旧するまでに時間を要することも予想されることから、平時から応急復旧体制について検討し、早期の復旧が図れる体制を構築しておく必要があります。

2 推 進 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時等における業務継続計画に基づき対応することとなりますが、より実効性のあるものにするため、必要に応じて随時見直しを行います。 ○ 水道施設の地震対策等について更新を進めます。 ○ 水道配水施設等で、非常用電源がない施設について、非常時の運転ができるよう強化を図ります。 ○ 水道施設の被災や長時間の停電等により、水の供給が停止した場合に、給水車等による応急給水活動体制について強化を図ります。 ○ 被災による施設調査や応急復旧を迅速かつ効率的に実施するため、関係機関等との協力体制を確立します。

4-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1 脆 弱 性 評 価
<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道処理施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時に同等の代替え機能を有する手段がなく、その機能を維持又は早期回復させることが重要になります。 ○ 下水道処理施設、管路施設について、地震対策等に対する検討を進める必要があります。 ○ 施設の被災や長期停電があった場合に機能が復旧するまで長時間を要することも予想されることから、平時から応急復旧体制について検討し、早期の復旧が図れる体制を構築しておく必要があります。
2 推 進 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時等においては、業務継続計画に基づき対応することとなりますが、より実効性のあるものにするため、必要に応じて随時見直しを行います。 ○ 処理場、管路施設においては、ストックマネジメント全体計画に併せて地震対策等についても必要に応じて検討します。 ○ 大町浄水センターや、農業集落排水処理施設の一部については、非常用電源が整備され、災害時や停電時の緊急運転が可能です。ポンプ場などの施設については非常用電源が整備されていないため、非常時の対応について、関係機

関との協力体制を強化していきます。

- 地震等による被災に伴う施設調査や応急復旧については、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ効率的な対応を検討します。

4-3 地域交通ネットワークが分断する事態

1 脆弱性評価

- 急しゅんな地形と周りを山に囲まれた当地域では、大雨や地震による土砂崩落や大雪により道路が寸断され、地域交通網が機能しなくなる事象が発生する可能性があります。
- 国道等主要な基幹的交通が分断された場合には、代替機能不足により広域的な交通に支障が生じることが想定され、復旧・復興が遅れるだけでなく、企業の流通活動も著しく支障が生じます。このため、幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保や災害時における関係機関相互の連携を図る必要があります。
- 観光地を結ぶ幹線道は急しゅんな山岳地帯に位置していることから、大雨や地震による土砂崩落が発生した場合には、外国人を含む多くの観光客が道路開放できるまでの間は移動できなくなる可能性があります。
- 当地域は高速交通網の整備がされていないため、二次、三次医療機関への搬送や災害時の迅速な移動に向けて、高規格道路等の幹線道路網の整備が必要となります。
- 市街地では住宅が密集しており、緊急輸送路等の妨げとならないよう街路等の拡幅工事や周辺の建物の耐震化を進める必要があります。

2 推進方針

- 地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。
- 国、県と連携し地域高規格道建設等について整備を促進します。
- 緊急輸送路の道路改良、緊急輸送路の代替機能を持つ幹線道路の整備等を実施し、災害時の緊急輸送路を確保します。
- 幹線道路等における土砂崩落や雪害等による分断を未然に防止するため、関係機関等と連携し、危険な箇所においては早期に対策を講じます。
- 地域交通網の機能を維持するため、橋梁の健全度を維持する長寿命化計画に基づき計画的な修繕を進めます。

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガスサプライチェーンの機能の停止

1 脆弱性評価
○ 過去の災害の教訓から大規模災害発生直後は、電気、LPガス、石油燃料等の供給停止が予想されます。電気は発電所からの送電停止、電柱の倒壊等により応急・復旧業務が直ちに行えず長期的な停電が予想されます。また、LPガスや石油燃料等についても、道路の寸断等による輸送困難による長期間の供給停止が予想されます。
2 推進方針
○ 大規模災害時に、電気、ガス、石油燃料等が確保できるようにするため、締結した協定を基に安定供給ができるよう、日頃から関係機関との連絡及び連携体制を強化します。
○ 市役所本庁舎等の非常発電機がいつでも稼働できるよう保守点検を行い、万全な体制を整えます。
○ 防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間の停電を防ぐため、非常用発電機の設置等について検討します。
○ 個人住宅を中心に普及している太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの活用等について検討し、長時間の停電対応に活用するための検討を進めます。

4-5 食料・飲料水等の安定供給の停滞

1 脆弱性評価
○ 大規模災害時に住家等の被害により被災者が避難所に避難した場合や、被災状況により自宅等での生活が可能な場合でも、断水や物流の途絶により、水、食料等の物資が不足する可能性があることから、適切な量と迅速な提供態勢を確保するとともに、水道等の早期復旧を図る必要があります。
○ 市で保有する防災備蓄品で不足する場合に備えて、各家庭においても水や食料を備蓄する必要がありますが、全て家庭等で十分な備蓄がされておらず、災害発生直後には、水や食料品が不足する可能性があります。
2 推進方針
○ 大規模災害時に断水した場合は、水道事業者や関係機関等との連絡、連携協力し、相互応援体制により早期に水を確保するため、水道施設等の早期復旧に努め

ます。

- 災害時応援協定等に基づき、迅速に水、食料等を提供する態勢を整えるとともに、備蓄飲食料の保管及び応援物資の一時ストック施設として備蓄倉庫の充実を図ります。
- 災害に備えて家庭や企業においても、水や食料品、薬等を備蓄するよう、広報するとともに訓練等において周知するとともに、災害時に妊産婦、障がい者、乳幼児等の多様なニーズに対応できるよう市の備蓄品等について拡充に努めます。

4-6 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

1 脆弱性評価

- 大規模災害時に住家等の被害があった場合、被災者は避難所に避難することになりますが、断水や物流の途絶により、水、食料等の物資が不足する可能性があることから、適切な量と迅速な提供態勢を確保するとともに、水道等の早期復旧を図る必要があります。

2 推進方針

- 大規模災害時に断水した場合は、水道事業者や関係機関等との連絡、連携協力し、相互応援体制により早期に水を確保するため、水道施設等の早期復旧に努めます。
- 災害時応援協定等に基づき、迅速に水、食料等を提供する態勢を整えるとともに、備蓄飲食料の保管及び応援物資の一時ストック施設として備蓄倉庫の充実を図ります。

5 二次的な被害を発生させないこと

5-1 市街地での大規模な火災の発生

1 脆弱性評価
<ul style="list-style-type: none">○ 市街地の街区への火災の延焼を防ぐため、街路の拡幅改良や街路樹の植栽を進めるとともに、無電柱化による早期電力復旧などを図り、2次被害を防ぐ必要があります。○ 緑による都市の防災機能を高めるため、まちの緑を増やす取組を進める必要があります。○ 自主防災組織の活動や訓練等を通じて市民の防災意識向上に努め、自助、共助、公助による体制を構築していく必要があります。
2 推進方針
<ul style="list-style-type: none">○ 街路整備率を高め、防災機能を有する都市防災に強い道路の整備を進めます。○ 自主防災組織の活動や訓練等を通じて、市民の防災意識向上に努め、自助、共助、公助による体制の構築を進めます。○ 緑による都市の防災機能を高めるため、まちの緑を増やす取組を進めます。

5-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

1 脆弱性評価
<ul style="list-style-type: none">○ 大地震の揺れ等により農業用ため池が破損し、下流域への浸水被害を防ぐために、老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足、取水施設の損傷等について、安全性が危惧されるため池について、計画的に改修を進める必要があります。○ 築造年代が古く、大規模地震や台風、豪雨等により決壊し、下流の人家に影響を与えるリスクが高いため池について、一斉点検の結果に基づき対策を実施する必要があります。○ 大規模な地震等の発生後には、土石流や地すべり等の土砂災害による二次災害の発生する危険度が增大することから、応急対策工事の実施や警戒避難体制を早期に構築する必要があります。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 下流域に極めて影響が大きい農業用ため池については、耐震補強を進める必要があります。 ○ 国や民間が管理するダムにおいて、大規模な地震等が発生した場合は各管理者による緊急点検の実施とともに、その情報に関して共有を図り、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。
2 推 進 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の異常を早期に見出し、決壊や自然災害を未然に防ぐため、農業用ため池の日常点検を実施します。 ○ 大規模な地震等の発生した場合には、土石流や地すべり等の土砂災害による二次災害の発生に備え、国や県と連携し、迅速な応急対策工事の実施や早期の警戒避難体制の構築を実施します。

5-3 有害物質の大規模拡散・流出

1 脆 弱 性 評 価
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設や設備の災害に対する安全性の確保及び応急対応用資機材の備蓄を図る必要があります。 ○ 市内の危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）においては、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等により、保安体制の強化を図る必要があります。
2 推 進 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携・協力し危険物施設の事故防止を図るため情報交換を行い、危険物規制の趣旨、危険物施設の保安管理等について危険物取扱者への周知徹底の取組みを進めます。 ○ 事業所に対する自主保安体制の確立と、一般家庭からの危険物漏洩防止について周知啓発の取組を進めます。

5-4 農地・森林等の荒廃

1 脆弱性評価		
○ 高齢化等により中山間地域での荒廃農地化の進行に伴い。適切な農用地や水路等の保全管理を推進する必要があります。		
○ 農業、農村が有する多面的機能を発揮・維持していくため、農地や農業水利施設等を適切に管理するとともに、ほ場の形状が悪い、面積が小さいなど作業条件の悪いほ場は担い手への集積が進まず荒廃が進む可能性があるため、農地の区画整理などの条件整備を進めながら担い手の育成を図るなど、荒廃農地の増加を防ぐ必要があります。		
○ 森林の適切な管理と保全が行われない場合、山地災害等の発生が危惧されるため、国や県、関係者と連携し、がけ崩れ等の危険個所について、山地災害防止対策による保安林機能の向上を促進するとともに、間伐等の森林整備による保全活動等の推進や荒廃した森林の再生を促進する必要があります。		
2 推進方針		
○ 農業、農村が有する多面的機能を維持するため、多面的機能直接支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地等を適切に保全管理します。		
○ 農地の荒廃防止や農業経営の安定化などのため、農業関係者、JA、土地改良区等と連携し、ほ場整備や担い手の育成を進め農地等を適切に保全管理します。		
○ 国や県の治山事業を積極的に取り入れ、土砂災害防止機能を高める災害に強い森林づくりを進めます。		
○ 森林の持つ多面的な機能を十分発揮できるよう、保安林、水源涵養林等の森林整備を推進します。		
3 重点業績指標		
項目	現状値	目標値
担い手への農地集積率 (%)	50.9 (R2)	60.0 (R8)
間伐実施面積 (ha)	33.0 (R2)	50.0 (R8)

※データの出典：大町市第5次総合計画後期基本計画より

5-5 避難所における環境の悪化

1 脆弱性評価

- 行政、市民がそれぞれの役割において、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、避難所の運営についての取り決め等を事前に定め研究する必要があります。
- 高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い要配慮者や女性に対する配慮が必要です。
- 避難所は、各地区の避難所運営委員会による自主運営となるため、自主運営ができるよう避難所運営訓練が必要です。
- 福祉避難所として機能するための設備等が備わっていない施設もあることから、備蓄資機材等について事前に配備が必要となります。
- 避難所において避難生活が長期化するほど、避難者の心身に悪影響を及ぼすことなどが重要な問題となります。避難所の運営管理者や保健師等医療職をはじめ、被災者自身の気付きにより不健康状態の早期発見と、早期対応ができる体制づくりが必要です。

2 推進方針

- 避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日用生活品の備蓄や、プライバシーに配慮するため、個別の居住スペースの確保や、着替え等のための簡易ルーム、テント付き簡易トイレ等の配備を進め、被災者ニーズにあった環境整備を推進します。
- 被災者に対する健康管理等のため、巡回健康相談の実施を関係機関、他職種と連携し、避難所における健康管理、心理的変化を最小限にする取り組みを行います。
- 避難住民が、避難所を自主運営できるよう避難所運営マニュアルを作成するとともに、避難所運営への女性の参画を図り、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営が可能となるよう、随時見直しを行います。
- 災害の規模によっては、現在協定している福祉避難所だけでは受け入れ人数が十分でないことが見込まれるため、今後も関係団体等に対して、福祉避難所としての協定締結を働きかけます。また、障がい特性に応じた配慮として、環境調整やコミュニケーション手段の確保に努めます。
- 避難所に保健師等を派遣し、被災者の健康相談を実施すると同時に、域外から派遣を受けた保健師等医療職と連携をとり、避難者の心身の健康支援を行える体制整備について検討します。

6 日常の生活が迅速に戻ること

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 脆弱性評価

- 災害廃棄物の仮置場となる候補地の把握と運営計画を策定していますが、仮置場候補地等の周知、候補地毎の受け入れ量、最終処分場までの運搬方法等の詳細な処理方法までには至っていないため、大規模災害発生時に廃棄物処理が滞り、地域の衛生環境への影響に加えて、災害復旧が遅延する事態を招く可能性があります。

2 推進方針

- 災害廃棄物の受け入れ量や仮置場から最終処分場までの処理方法を構築するための検討を進め大規模災害に備えます。
- 市民協働による被災時における対応体制の構築に対する検討をすすめ、災害時における地域の衛生環境の維持に努めます。

6-2 地域コミュニティの崩壊や住宅の再建が大幅に遅れる事態

1 脆弱性評価

- 法大規模災害が発生した際に既存の土地境界の正確な復元性に乏しい状況のため、土地の権利関係の明確化とともに、必要な正確な情報等を整理しておく必要があります。
- 応急仮設住宅の建築時に必要な資材や建築技術者について、市内建設業協会と予め協議する必要があります。また、入居者の把握や決定方法など一定のルールを決める必要があります。
- 被災後の罹災証明書の発行の被災認定をする人員不足が見込まれるため、罹災証明発行を迅速に行うための事前対策が必要となります。

2 推進方針

- 土地の開発等に係る測量の成果を、国土調査法第19条第5項指定の申請へつなげるよう、実施事業者等への協力を求め、測量の際の基準となる「公共基準点」の適切な管理と、大規模な災害が発生した際の復旧や復興を迅速に進めるため、土地の境界を明確にするよう努めます。

- 応急仮設住宅確保のため、配置計画や資材の供給、技術者の確保等について、市内建設業協会等と連携し、応急仮設住宅の供給体制の強化に努めます。
- 入居者の把握や決定方法等について、過去の事例や他市町村を参考に検討します。
- 罹災証明書の発行について、被災後の支援が迅速に受けられるよう、マニュアル作成の検討や、調査研修を行うなど事前体制の整備を図ります。

公共事業

当該年度における大町市実施計画によるものとする。

大町市国土強靱化地域計画

発行 令和4年3月

大町市総務部消防防災課